

全国介護保険担当課長会議資料

令和8年7月15日（水）

高齢者支援課

目次

【高齢者支援課】

1. 有料老人ホームに係る制度見直しについて・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 特別養護老人ホームにおける特例入所の適切な運用について・・・・・・・・ 9
3. 介護現場における生産性向上・経営改善支援の取組の推進・・・・・・・・ 11
4. コンパクト・プラス・ネットワークに向けた取組と整合する介護施設等の整備の推進について ・ 14

1. 有料老人ホームに係る制度見直しについて

(1) 老人福祉法改正による有料老人ホームの見直しの概要について

有料老人ホームには、住まいと介護サービスを一体的に提供する「介護付きホーム」と、必要な介護サービスは外部の事業所を利用する「住宅型ホーム」の2類型が存在する。近年、多様な介護ニーズの受け皿として、その重要性が増大する中、中重度の要介護者の増加など両者は機能的に近接する一方で、制度上の位置付けには顕著な差があり、両者について制度上の均衡確保が課題となっている。

また、「住宅型ホーム」は、制度上、介護サービスの提供への関与が想定されていない一方、実態上は、併設・隣接する介護サービス事業所等の利用への限定・誘導などにより、入居者の主体的な介護サービスの選択が制約され、過剰な介護サービスが提供される事例（＝いわゆる「囲い込み」）など、自立支援・重度化防止にわたる課題が顕在化している。

こうした課題に対し、「有料老人ホームにおける望ましいサービス提供のあり方に関する検討会」における議論（令和7年11月5日にとりまとめ公表）や社会保障審議会介護保険部会「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和7年12月25日）を踏まえ、今般老人福祉法を改正し、有料老人ホームのうち、中重度の要介護者など特に入居者保護の必要性の高い者を入居対象とするホームを対象に登録制を導入する等、次のとおり制度の見直しを行った。

<「住宅型」と「介護付き」の制度上の均衡確保>

登録制において、

- ・「住宅型ホーム」・「介護付きホーム」について、運営・人員に係る基準及び利用者保護に関する規制の導入
- ・「住宅型ホーム」について、新たな相談支援類型の事業者（社会福祉法等の一部を改正する法律による改正後の介護保険法により創設された「登録施設介護（予防）支援」事業者）による適切な相談支援、適切な介護サービスの利用を確保する責務を規定

<「囲い込み」対策の強化>

- ・登録制の対象となる「住宅型ホーム」について、相談支援（ケアマネジメント）を行う事業者や、介護サービスを提供する事業者との独立性確保の措置を新たに導入
- ・入居希望者等の選択に資する環境整備として、有料老人ホーム協会による入居者紹介事業の優良事業者認定制度を創設
- ※ 同協会の業務規定に、ホームによる入居者紹介事業者（情報提供事業者）の適正な利用の確保に関する調査・研究、情報提供等を追加

(2) 今後のスケジュールについて

社会福祉法等の一部を改正する法律による改正後の老人福祉法は段階的に施行され、施行日ごとのスケジュール等については、現在以下のとおり想定している。

<有料老人ホーム協会の業務に関する規定>

(施行日：令和9年4月1日)

有料老人ホーム協会による入居者紹介事業の優良事業者認定制度については、令和9年度の制度開始に向け、今年度、令和7年度補正予算を活用した委託事業による調査研究を実施しているところ。調査研究においては、公益代表、住まい事業者、紹介事業者の3者で構成する協議会を設置し、利用者である入居希望者やその家族の視点に立った方々の参画を得ながら、入居希望者やその家族、地域の専門職等の適切な選択を支える透明性の高い仕組みとなるよう検討を進めていく。

<登録制の導入等による有料老人ホームの見直しに関する規定>

(施行日：改正法公布の日から2年以内で政令で定める日)

登録制導入後には、登録制に移行するホームと届出制に留まるホームが存在することになるが、両者とも法令にもとづく基準や遵守事項によりホームを運営していくことになる。

登録制に移行するホームは、「中重度の要介護者など特に入居者保護の必要性の高い者を入居対象とするホーム」としているが、新たな運営基準等も含めた詳細については、有識者検討会における関係者の意見も踏まえつつ、政省令により定めていく。

なお、現時点において、現行の指導指針を遵守しているホームにとって過度な負担とならない水準のものとする 것을想定しており、加えて登録制への移行にあたり、都道府県等の事務負担も鑑み、十分な経過措置期間を設けることとしている。

(参考)

経過措置期間：施行日において現に登録有料老人ホームに相当する有料老人ホームを設置している者であって、既に有料老人ホームの設置に係る届出をしたもの（サービス付き高齢者向け住宅の設置者にあつては、既にその登録を受けたもの）は、施行日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、登録を受けなくても、登録有料老人ホーム事業を行うことができる。

登録制の新たな基準にかかる都道府県等条例制定までのみなし期間：登録制導入後には、登録有料老人ホーム事業を行う有料老人ホームの設備及び運営について、都道府県が条例で基準を定めることとしているが、施行日から起算して1年を経過する日（その日より前に条例が制定された都道府県にあつては、同日以前の当該条例で定める日）までの間は、厚生労働省が定める基準をもって、条例で定められた基準とみなす。

登録制の導入等にかかる見直しの詳細内容について、今後も適宜情報の提供を行う予定であり、各都道府県等におかれては制度の円滑な移行に向け、条例改正等の必要な事務のご準備をいただきたい。

(3) 有料老人ホームにおける届出事務及び情報公表の負担軽減等について

① 届出事務について

有料老人ホームにおける文書負担軽減の観点から、老人福祉法に基づく届出・申請について電子的に行うことが出来るよう、令和8年度中に電子申請・届出システムを改修し、実装する予定としている。また、改正法の施行後においては、登録有料老人ホームに係る登録についても、新たに電子的に行うことができるようにする予定である。導入に向けたスケジュール、システムの詳細、支援内容については、追ってご連絡する。

なお、改正法施行後は、届出と登録の申請がなされることになるが、登録制の要件に該当するホームは届出を要しないこととなる点にご留意いただきたい。

② 情報公表について

各都道府県等においては、老人福祉法の規定に基づき、それぞれの方法にて有料老人ホームの情報の公表を行っていただいているところ、「介護サービス情報公表システム（生活関連情報）への有料老人ホームの情報公表・検索機能追加等について」（令和3年6月23日付事務連絡）において示しているとおり、介護サービス情報公表システムの生活関連情報に、有料老人ホーム情報を掲載・検索できる機能を設けている。

介護サービス情報公表システムによる情報公表の項目は、指導指針の別紙様式「重要事項説明書」の項目等となっているところ、①の届出事務と同様、改正法施行後は、新たな運営基準等に基づいたものとする予定である。

また、システムにおける現行の公表事務については、システム外でホームから都道府県等に提出されるエクセルファイルを、システムへの取り込み準備作業を行ったうえで、システム上で取り込む仕組みとなっているが、今後、エクセルファイルのやり取りを必要とせず、全てシステム上で完結できる改修を行う予定である。

なお、今年度においては、有料老人ホーム情報について、利用者のニーズに沿った検索が出来るよう検索条件の機能を強化する予定である。

住宅型有料老人ホーム入居者の状況（推移）

- 元々、「住宅型ホーム」は、自立度の高い高齢者も多く入居する住まいとして位置づけ。しかし、特に近年では、**中重度以上の要介護者の増加、医療処置を必要とする入居者の割合の増加、「終の住処」としての役割**など、様々な観点で「介護付きホーム」に機能的に近接している。
- 一方で、制度上の位置づけには顕著な差があることから、**制度上の均衡確保が課題**。

【入居者の要介護度】

2007（平成19）年：自立・要支援が約25%
要介護3以上が約40%（※1）
2024（令和6）年：自立・要支援が約8%
要介護3以上が約56%
* 介護付きホームでは要介護3以上が約42%

※ なお、住宅型ホームで、一定の要介護度以上であることを入居要件としている割合は46.2%

【医療処置が必要な入居者】

2019（令和元）年：住宅型 8.7%
介護付き 10.1%（※2）
2024（令和6）年：住宅型 12.4%
介護付き 12.0%
* 住宅型が介護付きを上回る

【「死亡による退居」の割合】

2014（平成26年）年：住宅型 36.6%
介護付き 51.7%（※3）
2024（令和6）年：住宅型 55.3%
介護付き 59.2%
* 住宅型が10年間で大幅に増加して介護付きへ近接

※入居前の居場所は、住宅型・介護付きともに「病院・診療所」が最も多い（住宅型43.4%、介護付き32.3%）
〔出典〕特に注釈がないものは、令和6年度老人保健健康増進等事業「高齢者向け住まいにおける運営形態の多様化に関する実態調査研究事業」

※1：平成19年度老人保健健康増進等事業「制度改正後の有料老人ホームの運営実態に関する調査研究報告書」

※2：令和元年度老人保健健康増進等事業「高齢者向け住まいにおける運営実態の多様化に関する実態調査研究事業」

※3：平成26年度老人保健健康増進等事業「高齢者向け住まいにおける運営形態の多様化に関する実態調査研究事業」

○「住宅型ホーム」と「介護付きホーム」の比較

「住宅型ホーム」と「介護付きホーム」の比較

【制度上の位置づけ】

項目	詳細	住宅型ホーム	有料老人ホーム	介護付きホーム
介護サービス	介護サービス提供の責任	×	改正後 (登録対象ホーム) *** ↑△	○
事前規制・基準	事前規制	△ (事前届出)	↑ (登録)	○ (指定)
	人員基準、事故対応・虐待防止措置等	×	↑	○
	基準違反に対するペナルティ	×	↑	○ ※介護報酬の減算等
遵守事項	重要事項説明、契約書の書面交付	×	↑	○
	他事業との区分経理、経営情報の公表	×	↑	○
指導監督	報告徴収・立入検査	○	↑	○
	改善命令、事業停止命令	△**	↑	○
	(指定等の) 取消	－	↑	○

【費用負担】

住宅型ホーム

家賃等

+

ケアプラン作成

+

介護サービス

介護報酬 (出来高払)

介護報酬 (包括払)

入居者の自己負担

ホーム事業者が提供

介護付きホーム

家賃等

+

ケアプラン作成

+

介護サービス

介護報酬 (包括払)

入居者の自己負担

ホーム事業者が提供 (介護サービスが不要な者は家賃等のみ)

○：法令上の義務あり

×

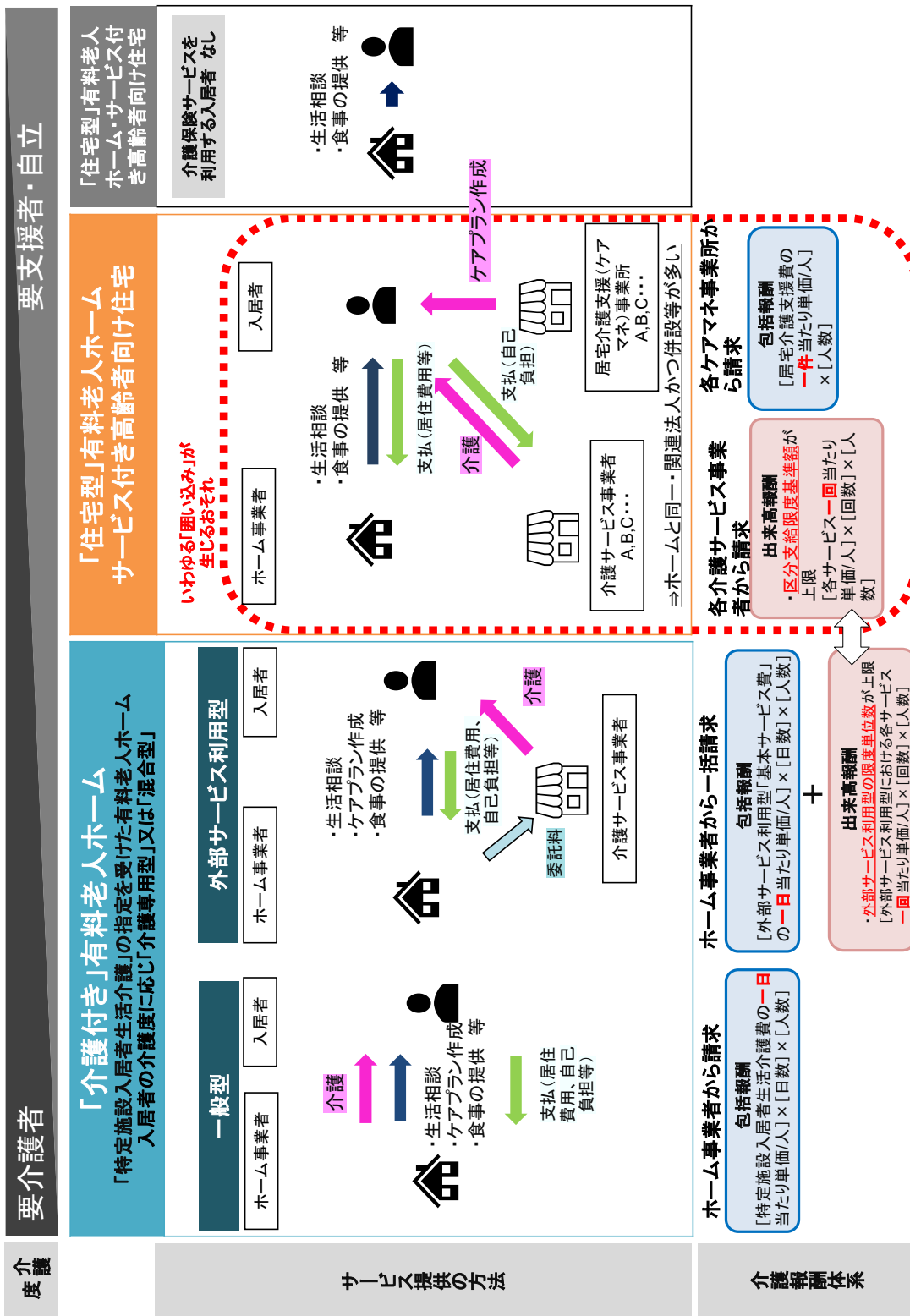
：法令上の義務なし

※：標準指針 (ガイドライン) のみ

***：入居者の介護サービスの適切な利用の確保、登録施設介護支援事業者との入居者の情報の共有

5

有料老人ホームの類型に応じた報酬体系



○有料老人ホームにおける望ましいサービス提供のあり方に関する検討会とりまとめ
(概要)

有料老人ホームにおける望ましいサービス提供のあり方に関する検討会とりまとめ（概要） 令和7年11月5日	
● 多様なニーズを抱える高齢者が、希望と状態像に応じて住まいと介護サービスを選択できることが重要。 ● このため、入居する要介護者等の安全性の確保、住まい・介護サービスの選択プロセスの透明性の向上、ニーズに応じた介護サービスが提供可能な体制整備に向けた対応の方向性を検討。	
サービス選択における課題	1. 有料老人ホームの運営及びサービス提供のあり方 ◆ 有料老人ホームにおける安全性及びサービスの質の確保 ○ 安全性の確保やサービスの適切な選択の確保の必要性から、中重度の要介護者や、医療ケアを要する要介護者、認知症の方などを入居対象（※）とする有料老人ホームについて、登録制といった事前規制を導入する必要性（※）実態としてこれらの者が入居している場合や、中重度以上になっても住み続けられる場合も含む ○ こうした一定以上の介護等を必要とする高齢者の住まいであることを踏まえた人員・施設・運営等に関する基準を設ける必要性 ◆ 入居者による有料老人ホームやサービスの適切な選択 ○ 契約締結に際し事前の重要事項説明の実施や、入居契約書の事前交付の義務付けの必要性 ○ 入居希望者や家族、ケアマネジャー、医療SW等が活用しやすい情報公表システムの構築の必要性 ◆ 入居者紹介事業の透明性や質の確保 ○ 現行の事業者団体による届出公表制度を前提に、公益社団法人等が一定の基準を満たした入居者紹介事業者を優良事業者として認定する仕組みの必要性 ○ 紹介事業者による入居希望者への明確な説明や、紹介手数料の算定方法等（月当たり家賃・管理費等の居住費用がベースとなること）の公表の必要性 ◆ 有料老人ホームの定義（「食事の提供」の明確化の必要性） ◆ 介護保険事業（支援）計画の策定に向けた対応（住宅型有料老人ホームの情報自治体が把握できる仕組みの必要性）等 2. 有料老人ホームの指導監督のあり方 ○ 事業運営の質の維持のため、更新制や、一定の場合に更新を拒否する仕組みの必要性 ○ 行政処分を受けた事業者について、役員等の組織的関与が認められる場合には、一定期間、事業所の開設を制限する仕組みの必要性 ○ 事業廃止や停止等の場合において、有料老人ホーム運営事業者が、入居者の転居支援、介護サービス等の継続的な確保、関係機関や家族等との調整について、行政と連携しながら責任を持って対応する必要性等 3. 有料老人ホームにおけるいわゆる「囲い込み」対策のあり方 ○ ケアマネ事業所やケアマネジャーの独立性を担保する体制確保の必要性 ○ 入居契約とケアマネジメント契約が独立していること、契約締結のプロセスにかかる手順書やガイドラインをまとめておく、入居希望者に明示するとともに、行政が事後チェックできる仕組みの必要性 ○ 介護サービス等と同一・関連事業者の場合、住まい事業と介護サービスの会計が分離独立して公表され、その内訳や収支を含めて確認できる必要性 ○ 介護保険事業計画においてニーズに応じて適切に特定施設を含む各サービスの必要量を見込むことが重要であり、入居者が必要とする介護サービスが特定施設と変わらない場合等に特定施設への移行を促す必要性等
サービス選択における課題	・ 住まいやサービスの種類が複雑で、情報の非対称性が高い ・ 高額手数料など入居者紹介事業の透明性に疑念のある事例
サービスの質の確保における課題	・ 緊急時の対応や、認知症等の専門的ケアを必要とする要介護者の安全確保に課題 ・ 住宅型有料老人ホームのケアプラン作成への関与等により、併設事業者等への誘導、過剰サービス提供のおそれ
自治体の指導監督・二一ス把握における課題	・ 届出制の中での自治体の指導監督に限界 ・ 自治体による有料老人ホーム入居者の介護サービス利用実態が把握困難 ・ 総量規制により、特定施設の指定を受けられない

1.(5) 有料老人ホーム制度の見直し(主な改正内容)

見直し内容

有料老人ホーム全体の質を底上げし、利用者が安心して選択・利用できる制度へ見直します。

いわゆる「囲い込み」対策の強化

登録制の導入 老人福祉法

有料老人ホームのうち、中重度の要介護者など、特に入居者保護の必要性が高い方を入居対象とするホーム(※1)について、入居者保護の観点から、登録制を導入します。

(※1) 対象ホームは、入居対象者の要件により判断。現存する有料老人ホームの大半が対象となることを想定。

① 事業者間の独立性の確保 老人福祉法

登録制対象(*)の「住宅型ホーム」について、
・相談支援(ケアマネジメント)事業者
・介護サービス事業者
の独立性を確保する措置(※2)を導入します。
(※2) 特定の介護サービス事業者の利用を入居要件とすることの禁止、
ケアマネジメントの独立性確保に係る方針の策定・公表、会計の区分経理等

② 新たな相談支援類型の導入 介護保険法

登録制対象の「住宅型ホーム」の入居者に対し、ホームと対等な立場で
・ケアプラン作成
・地域生活相談(地域活動等の参加への支援)
を包括的に提供する新たな相談支援類型を導入します(※3)。
(登録施設介護(予防)支援)
(※3) 当面の間、既存の居宅介護支援事業者は、新たな指定申請を不要とする予定

③ 入居者紹介事業に係る認定制度の創設 老人福祉法
有料老人ホーム協会による入居者紹介事業の優良事業者認定制度を創設します。

(*) 登録制の対象とはならないホームについても、所要の見直しを行う。

「住宅型」と「介護付き」の制度上の均衡確保

① 基準・規制の整備 老人福祉法

登録制対象(*)の「住宅型ホーム」及び「介護付きホーム」について、
・運営・人員基準(※4)
・利用者保護に関する規制
を導入します。
(※4) 現行の標準指導指針を遵守しているホームにとつて、過度な負担とならない水準とすることを想定

② 適切な支援・サービス利用確保の責務 老人福祉法

登録制対象(*)の「住宅型ホーム」に対し、
・新たな相談支援類型による適切な相談支援
・適切な介護サービスの利用
を確保する責務を規定します。

③ 新たな相談支援類型の導入(再掲 ※左記参照) 介護保険法

④ 利用者負担の均衡 介護保険法

新たな相談支援類型については、
「介護付きホーム」等との均衡の観点から、利用者負担(原則として1割)を求めます(※5)。

(※5) 費用徴収に伴う事務負担軽減の方法を周知予定

2. 特別養護老人ホームにおける特例入所の適切な運用について

昨年度末の課長会議でも周知しているところであるが、令和4年12月20日に社会保障審議会介護保険部会において取りまとめられた「介護保険制度の見直しに関する意見」において、特別養護老人ホームの特例入所に地域によってばらつきがあるとの報告があることや、特別養護老人ホームが在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化されている趣旨等を踏まえ、改めて、特例入所の趣旨の明確化を図るなど、地域における実情を踏まえた適切な運用を図ることが適当であるとされた。これを踏まえ、令和5年4月に「「指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針について」の一部改正について（令和5年4月7日厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）」において、

- ・要介護1・2の方であっても、認知症であることや、家族等による支援及び地域での介護サービス等の供給が不十分であること等、居宅において日常生活を営むことが困難なやむを得ない事情がある場合には、特例的に入所が認められる旨
- ・地域によっては空床が見られるようになってきたことを受け、各自治体が、地域の実情等を踏まえ、入所が必要と認める事情があれば、それも考慮して判断することができる旨

をお示ししたところであり、令和6年11月時点で、ほぼ全ての都道府県、約9割の市区町村において当制度が運用されている。

さらに、令和7年7月25日に取りまとめられた「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方に関するとりまとめ」においても、本制度は中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の確保の状況によっては有効であり、適切な周知等を行っていくことが必要とされたこと、また、地域によって当制度の運用状況に差も見られること等も踏まえ、都道府県等においては、特に入所枠に余裕のある施設について、特例入所が適切に運用されるよう管内市町村、関係団体等に引き続き周知を図るとともに、施設への入所が適切かつ円滑に行われるようご配慮願いたい。

【参考】

- 「指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針について」の一部改正について（通知）」
(令和5年4月7日老高発)

※ <https://www.mhlw.go.jp/content/001085558.pdf>

- 令和6年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「特別養護老人ホームの在り方に関する調査研究事業」報告書

※ <https://www.deloitte.com/jp/ja/Industries/government-public/information/jp-hc-rouken-research.html>

3. 介護現場における生産性向上・経営改善支援の取組の推進について

(1) 介護現場の生産性向上・経営改善支援の取組の方向性

2040 年に向けて生産年齢人口の減少と高齢化の進展に伴う介護ニーズの増大が見込まれる中、介護サービスを安定的に提供する体制を確保することは喫緊の課題である。このため、介護テクノロジーの導入やタスクシフト/シェア等による生産性向上を通じて介護サービスの質の向上と業務効率化・職場環境改善につなげることや、介護事業者の経営改善支援を一層推進していくことが重要となる。

これまで、都道府県におかれては、生産性向上総合相談センターの設置や同センターにおける伴走支援の実施など、介護現場の生産性向上に向けて積極的に取組を進めていただいていることに感謝申し上げます。こうした取組の成果もあり、介護テクノロジーの導入率は、入所・居住・泊まり系において約 75%となる（※1）など、介護現場における生産性向上の取組は、施設系を中心に着実に進んできている。

今般成立した社会福祉法等の一部を改正する法律では、介護保険法について、人材確保・生産性向上・経営改善支援等の取組の促進を国及び都道府県の責務とする改正や、都道府県介護保険事業支援計画における生産性向上・経営改善支援の目標・取組事項の記載を義務とする改正、介護現場における生産性向上・経営改善支援等の取組を促進するための協議会（以下、生産性向上等協議会という。）の設置を都道府県の義務とする等の改正が盛り込まれ、令和 9 年 4 月に施行される。

これらを踏まえ、都道府県におかれては、介護分野における生産性向上等を図る各般の取組のより一層の推進に向けて、地域の実情を踏まえた支援体制の構築や必要な検討を進めていただくようお願い申し上げます。

また、経営改善支援については、今年度、一部の都道府県において、福祉医療機構（WAM）の経営診断・経営分析等を事業者が活用する取組や、介護生産性向上総合相談センターにおいてよろず支援拠点等地域の支援機関と連携した総合的な支援を行う取組等をモデル的に実施しているところ。これらの取組状況や成果については、国において整理の上共有する予定であるため、各都道府県におかれては、これらの情報も参考とし、来年度からの実施について積極的にご検討いただきたい。

（※1）「介護現場における生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくりに資する調査研究事業（令和 7 年度調査）」において、「介護テクノロジー利用の重点分野」、「ウェアラブルデバイス」、「職員間の連絡調整の迅速化に資する ICT 機器（インカム等）」のいずれかを導入していると回答した割合

(2) 生産性向上・経営改善支援等に関する協議会の設置について

今般の改正法に基づき、令和9年4月1日より生産性向上等協議会の設置が都道府県に義務づけられる。生産性向上等協議会は、令和8年6月末時点で、46都道府県において設置済みであり、残り1県においても今年度中に設置予定となっている「介護現場革新会議」を法定化するものであることから、引き続き「介護現場革新会議」における取組を積極的に実施いただくようお願い申し上げます。

生産性向上等協議会では、都道府県労働局やハローワーク、よろず支援拠点、介護生産性向上総合相談センター等の関係機関が、それぞれの役割や強みを踏まえ、有機的な連携のもと効果的な支援につながるよう、関係者間の情報共有や、地域課題の把握、また、課題に応じた支援方策の検討を行い、地域における生産性向上・経営改善支援等の取組を促進していただきたい。そのため、来年度以降の参画主体や、協議会で取り上げる議題等について、今年度の段階から前広に検討いただくことが望ましい。また、生産性向上等協議会には介護事業者団体等にも参画いただき、介護テクノロジー活用に係る事業者の負担も含め、介護事業者の状況等を踏まえた上で今後の施策を検討することも重要である。

また、介護事業者の経営改善に向けては、生産性向上、人材の確保、財務状況の改善等、事業者が経営に関し直面する多様かつ複合的な課題に対して、各支援機関がそれぞれの役割や強みを活かしつつ連携して対応できる体制を構築することが重要であり、生産性向上等協議会においては、各支援機関における支援状況等を共有するとともに、介護事業者の支援に向けて優先的に取り組む事項や、具体的な目標等についても議論いただきたい。

(3) 第10期都道府県介護保険事業支援計画における記載事項について

第10期都道府県介護保険事業支援計画においては、改正法に基づき、生産性向上・経営改善支援等に関する目標及び取組事項の記載が必須となる。

目標及び取組事項を設定するにあたっては、介護現場革新会議を活用し、地域の課題やこれまでの取組の状況等を踏まえて、目標や取組事項等を議論いただくようお願い申し上げます。また、国においても「介護現場におけるKPI」を設定し、デジタル庁のホームページにおいて生産性向上の推進に関する各種取組の進捗状況を公開しているため、目標を設定するにあたっての参考としていただきたい。また、令和8年度厚生労働省委託事業において「介護分野におけるKPI」の詳細データに係る分析を実施中であり、その結果については都道府県へ提供するとともに活用に向けた必要なサポートを行う予定であるので、積極的にご活用いただきたい。

また、令和8年度においては、第10期都道府県介護保険事業支援計画に向けた介護人材確保に係る議題についても介護現場革新会議など既存の会議体を活用して議論することとなる（詳細は、社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室の項目を

参照)。その際、介護現場革新会議において人材確保等の議論を行うにあたっては、ハローワーク及び都道府県労働局の参画が重要となる。令和8年度からのこれら機関の参画に向け、厚生労働省においても調整を進めて行く予定であり、都道府県におかれても関係機関との調整を進めていただくようお願い申し上げます。

<（参考）介護現場の生産性向上に関するダッシュボード（デジタル庁ホームページ）>

<https://www.digital.go.jp/resources/govdashboard/nursing-care-productivity>

（４）ケアプランデータ連携システムについて

「ケアプランデータ連携システム」については、これまでフリーパスキャンペーンの実施や処遇改善加算の算定要件として「ケアプランデータ連携システムの利用」を盛り込む等により普及を進めてきたところであり、導入率は、令和7年5月時点の5.3%から、令和8年6月21日時点で48.5%へと大きく上昇している。

ケアプランデータ連携システムは、これまで事務連絡等でご案内してきたとおり、「介護情報基盤」に統合し、「介護保険資格確認等 WEB サービス」（以下、介護 WEB サービスという。）へ移行する予定である。

移行のスケジュール等については、今後、厚生労働省において、事務連絡の発出や介護事業所等向け説明会の開催等により周知を図る予定であり、都道府県におかれても、県内事業者への周知等についてご協力をお願いしたい。

4. コンパクト・プラス・ネットワークに向けた取組と整合する介護施設等の整備の推進について

人口の急激な減少と高齢化を背景として、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが大きな課題である中、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるようにするなど福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直していく、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の形成に向けた取組が進められている。

国においては、まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 26 年 12 月 27 日閣議決定）に基づき、限られた資源の集中的・効率的な利用や効果の一層の発現を図るため、厚生労働省を含む関係省庁の横断で政策連携に取組む形成支援チームを平成 27 年に設置し、医療・福祉を所管する厚生労働省の施策をはじめ、関係諸施策と連携した取組が進められているところ。

今般、より広域的な連携を推進する観点から、国土交通省において、広域的な立地適正化の方針を都道府県が作成する際にも経費の一部を補助対象とするよう制度の見直しが行われたほか、都市再生特別措置法等の一部改正（5 月公布・公布の日から 6 月以内施行）により、都道府県が市町村間の調整等の権限を持つことが明確化されたところである。

厚生労働省としても、地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備に関する事業分）の運用において、

- ・事業の選定に当たっては、コンパクトシティ形成に資するものを優先的に盛り込むよう配慮することとしているほか、
- ・令和 7 年度より、介護施設等の集約・再編を「居住誘導区域」や「都市機能誘導区域」へ行う場合に要する費用を支援対象としているところである。

また、第 10 期介護保険事業（支援）計画の基本指針の見直しに向けた議論においても、市町村が介護保険事業計画を策定するに当たって調和を図るべき計画として、立

地適正化計画を明記することを検討しているほか、先般公布された社会福祉法等の一部を改正する法律による介護保険法の改正においても、市町村が介護保険事業計画を策定するに当たっては有料老人ホーム等の入居定員総数を勘案することを盛り込んでおり、まちづくりと連動した形で将来の介護サービスの確保を図る等の取組が想定される。

については、都道府県におかれては、住宅・まちづくり等担当部局とも連携の上、

- ・ 介護施設等の整備に関する事業に係る市町村計画（基金事業計画）等の事業の選定にあたり、当該市町村が取り組むコンパクト・プラス・ネットワーク関連施策との整合について配慮いただくとともに、
- ・ 市町村が事業者の実施する事業を選定するにあたっては、コンパクト・プラス・ネットワーク関連施策との整合への配慮について検討いただけるよう、引き続き管内市町村への周知をお願いしたい。

【参考】

- 地域医療介護総合確保基金管理運営要領

※ <https://www.mhlw.go.jp/content/001696393.pdf>

- コンパクト・プラス・ネットワーク形成支援チーム会議（国土交通省ホームページ）

※ https://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/toshi_city_plan_tk_000016.html

- 立地適正化計画とコンパクト・プラス・ネットワーク（国土交通省ホームページ）

※ https://www.mlit.go.jp/en/toshi/city_plan/compactcity_network.html